

該当する人は
申請を

私たちの介護保険制度



① 65歳からは介護保険料の納付を

当市では、65歳になる月に介護保険被保険者証を、翌月には介護保険料納入通知書を送付します（誕生日が4月2日～7月1日の人には、7月に納入通知書を送付します）。

介護保険料は、半年から1年程度は納付書で納め（普通徴収）、その後は年金からの天引き（特別徴収）になります。ただし、年金額が年額18万円未満の人は、納付書で納めます（口座振替も利用できます〈第1期～第8期以外の納期の分を除く〉）。

②介護保険料の決定通知書を送付

本年度分の介護保険料の決定通知書を7月12日（金）に送付します。特別徴収の人には「介護保険料特別徴収額決定通知書」（はがき）が、普通徴収（納付書で納入、または口座振替）の人には「介護保険料納入通知書」が届きますので、内容を確認し、不明な点は問い合わせください。なお、普通徴収の納付は、コンビニエンスストアではできませんのでご注意ください。

③低所得者の保険料を減免

希望する人は申請が必要ですので、毎年忘れずに申請を。減免基準額の詳細についてはお問い合わせください。

▼受付開始 7月16日（火）から（土・日曜日、祝日を除く）

▼受付場所 介護福祉課（市役所1階）

▼申請に必要なもの 介護保険料特別徴収額決定通知書または納入通知書／印鑑（スタンプ印不可）／申請者と同一世帯全員の収入のわかるもの、預貯金通帳／前年と本年の年金（老齢、退職、遺族、障害など）や恩給の振込通知書／家賃の支払いのある人は、前年中の金額が分かる契約書・領収書など

④失業などでも保険料を減免

介護保険制度では、震災（東日本大震災により被災し当市に転入した避難指示等対象被保険者を含む）・風水害・火災などの災害以外にも、65歳以上の介護保険被保険者がいる世帯で、主に生

計を維持していた人が今年1月以降に会社の都合により失業したときや、事業や業務の休廃業により収入が著しく減少したときなどは、介護保険料の減免を受けられる場合があります。

減免を受けるためには申請が必要ですので、失業などを証明できる書類（雇用保険受給資格者証など）を持参の上、ご相談ください。

※減免は申請日以降に納期限の日（特別徴収の人は、普通徴収の納期に換算）が到来する保険料が対象となりますので、早めに手続きを。

⑤介護保険負担割合証の更新

負担割合証が8月1日（木）から更新されます。新しい負担割合証は、要支援・要介護認定を受けている人と総合事業の事業対象者に対して、7月下旬に発送する予定ですので、届き次第、記載内容を確認してください。

介護保険・総合事業のサービスを利用する際には、被保険者証と一緒に負担割合証をサービス事業所に提示する必要があります。

なお、現在お使いの負担割合証は、8月1日以降に介護福祉課または岩木・相馬総合支所民生課窓口まで返還するか、裁断のうえ、破棄してください。

⑥在宅ねたきり高齢者の寝具丸洗いサービス

自宅で生活をしているおおむね65歳以上のねたきりの人を対象に、寝具の丸洗いを無料で実施します。

▼内容 掛布団、敷布団、毛布または丹前のいずれか合計3枚までを専門業者が回収し、丸洗い・乾燥・殺菌消毒をした後、自宅へ返却します（約1週間）。

▼実施期間 9月上旬～10月末

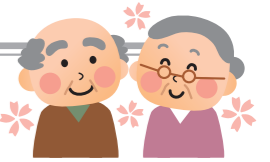
※回収日・返却日については、申し込み受け付け後、利用決定通知で個別にお知らせします。

▼申込先 8月5日（月）までに、各地域の民生委員または介護福祉課か岩木・相馬総合支所民生課窓口へ



各種申請は
お早めに

後期高齢者医療制度についてのお知らせ



保険料の納入通知について

本年度の後期高齢者医療保険料額は、平成30年中の所得を基に決定されます。対象者には7月16日（火）に通知書を郵送しますが、送付される通知書は保険料の納め方によって異なります。詳細は通知書に記載されています。

保険料の減免について

天災やそのほかの特別な事情などで、医療機関などでの窓口負担や、保険料の納付が著しく困難になった場合は、申請により保険料の減免を受けられることがありますので、早めにご相談ください。

後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療被保険者証が8月1日（木）から更新されます。新しい被保険者証（薄緑色）は、7月下旬に郵送します。有効期限は令和3年7月31日までです（保険料滞納等により納付相談の必要な人や、所得や世帯構成に変化があり負担割合が変更になる人については、有効期限および更新時期が異なる場合があります）。

現在お使いの被保険者証は、令和元年8月1日以降に国保年金課後期高齢者医療係か岩木・相馬総合支所民生課窓口まで返還するか、裁断の上、破棄してください（郵送による返還もできます）。

また、平成30年中の所得状況等により、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変更になる場合があります。

■問い合わせ・申請先 国保年金課後期高齢者医療係（〒036-8551、上白銀町1の1、市役所1階、☎40-7046）／岩木・相馬総合支所民生課窓口

「医療限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」について

一定の基準を満たす人に交付される医療限度額適用・標準負担額減額認定証（白色）を医療機関の窓口で提示すると、1カ月当たりの医療費の自己負担額や入院時の食事代が、限度額適用認定証（緑色）を提示すると、1カ月当たりの医療費の自己負担額が減額されます。

▼交付対象者 次の①に該当する人は医療限度額適用・標準負担額減額認定証が、②に該当する人は限度額認定証が、申請後に交付されます。

①世帯員全員が市民税非課税の人

②世帯員の中に住民税課税所得が145万円以上690万円未満の被保険者がいる人

▼申請方法 新たにあてはまる人にお知らせと申請書を送付しますので、手続きをしてください。※既に交付されている各認定証の有効期限は、7月31日です。引き続き交付されると判定された人には、7月下旬に新しい認定証を送付しますので、申請手続きは必要ありません。なお、世帯に平成30年中の収入申告をしていない人がいる場合は交付できませんので、世帯員全員の申告をしてください。

▼申請に必要なもの 持参する場合…申請書、印鑑（スタンプ印不可）、マイナンバーが分かるもの（通知カードまたは個人番号カード）、本人確認書類（官公庁発行の顔写真付き身分証明書など）

弘前っ子の作品 Vol. 3

平成30年度弘前地区小・中学校美術展で受賞した作品を広報ひろさきで10回に分けて紹介します。子どもたちの夢、楽しい思い出、豊かな心をご覧ください。

■問い合わせ先
教育センター
(☎26-4803)

プールでシャワーを浴びて冷たいときの顔がうまくいきました。水がはね返るところをがんばりました。



はらこ あゆと
原 歩叶 さん
(千年小学校)



タイトル つめたい! だけどがまん

■問い合わせ先 介護福祉課（①～④…☎40-7049、⑤…☎40-7071、⑥…☎40-7114）